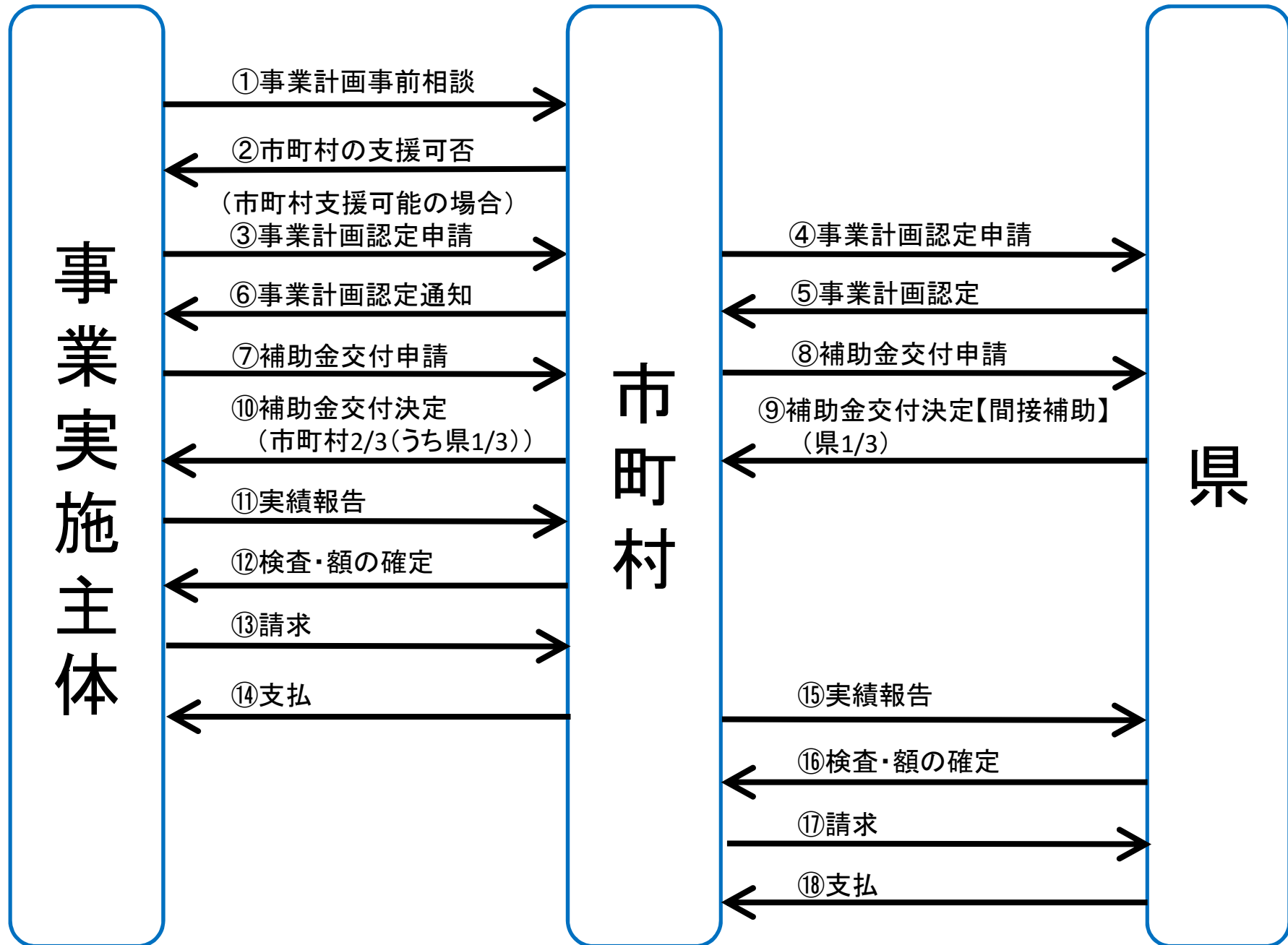


地域商業活性化支援事業 補助金事務の流れ ※間接補助の場合



地域商業活性化支援事業(複数年支援)の流れ

○事業スキーム

推進プラン(複数年間)を策定した中小事業者グループ等に対し、プランに基づき実施する事業に要する経費を助成(最長3年間継続支援、間接補助)

【推進プランについて】

- ①全国支援センターの登録専門家等による作成指導を受け、プランを策定。
- ②市町の支援の同意及び庁内関係課で構成するプラン会議を経て承認された内容を、県が認定。
- ③毎年進捗状況について報告をもとめ、成果の評価や見直し等の助言を行う。

【プランに基づく実施事業について】

- ④プランの実施計画に基づき、各年度毎に採択要望を行う。
- ⑤実績報告に併せて事業成果の検証を行い、次年度以降、効果的に事業実施できるよう指導・助言を行う。

例)

年度	取組内容	県	市町村	実施主体	
R3	ハード整備、コンテンツ開発	1/3	1/3	1/3	(1年目)
R4	コンテンツ見直し、修正				(2年目)
R5	コンテンツ見直し、修正				(3年目)

【補助対象経費】 施設整備費、店舗改装費(内装・設備・施工工事費) 報償費、旅費、食料費、消耗品費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、雑役務費

【補助率】 補助対象経費の1/3以内
(市町村を通じた間接補助とし、市町村補助額の1/2以内)

【上限額】 各年度毎2,000千円

○フロー図

